

中 野 区 地 域 福 祉 計 画
中野区成年後見制度利用促進計画
中野区スポーツ・健康づくり推進計画

【令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）】

（素案）【概要版】

令和3年（2021年）3月

中 野 区

<目次>

第1章 理念と基本目標

1 「健康福祉都市なかの」の理念と基本目標.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間と進捗状況の公表.....	3

第2章 中野区地域福祉計画

1 計画策定の背景・目的.....	4
2 計画の施策体系.....	5
3 施策内容.....	7
4 「地域共生社会」の実現に向けて	13

第3章 中野区成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の背景・目的.....	17
2 成年後見制度とは.....	18
3 権利擁護支援を進める体制（地域連携ネットワーク）	19
4 目標.....	19
5 計画の施策体系.....	20
6 施策内容.....	21

第4章 中野区スポーツ・健康づくり推進計画

1 計画改定の背景・目的.....	26
2 目標.....	26
3 計画の施策体系.....	27
4 施策内容.....	28

第1章 理念と基本目標

1 「健康福祉都市なかの」の理念と基本目標

(1) 実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちの姿

区民のだれもが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち

そのために必要な保健福祉のサービスが、公私のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち

(2) 「健康福祉都市なかの」の4つの理念

- 人間性の尊重と権利の保障
- 個人の意思と自己決定の尊重
- 自立生活の推進
- 区民参加、区民と区の協働による地域保健福祉の推進

(3) 「健康福祉都市なかの」を実現するための4つの基本目標

基本目標1 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標2 健康でいきいきとした生活の継続

基本目標3 みんなで支えあうまちづくり

基本目標4 住み慣れた地域での生活の継続

2 計画の位置づけ

上位計画である「中野区基本計画」と整合を図るため、策定期限を合わせ、令和3年(2021年)8月に策定します。

中野区地域福祉計画

- 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 福祉分野の上位計画として位置づけ、関連する各個別計画において、具体的な施策の詳細を示していきます。

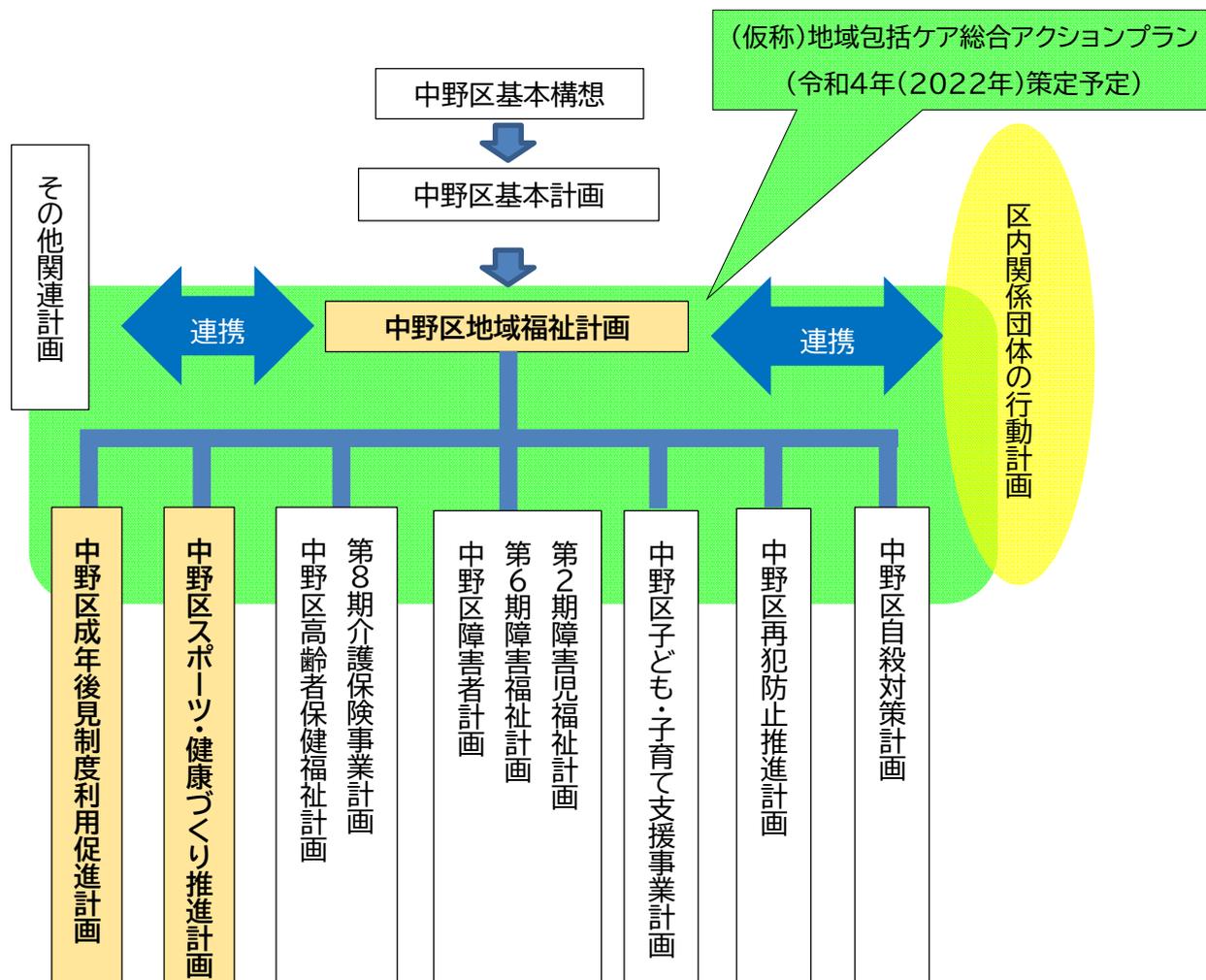
中野区成年後見制度利用促進計画

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」です。

中野区スポーツ・健康づくり推進計画

○スポーツ基本法第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」です。

○健康増進法第8条に基づく「健康増進計画」と一体的に策定します。



3 計画期間と進捗状況の公表

中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画、中野区スポーツ・健康づくり推進計画は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5か年を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。

また、計画の実施状況については、定期的に施策の進捗状況を確認し、必要に応じて事業内容の見直しを行うほか、実施状況及び評価について「中野区健康福祉審議会」に報告し、区ホームページで公表します。

第2章 中野区地域福祉計画

1 計画策定の背景・目的

中野区では、これまで、「中野区健康福祉総合推進計画」「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」などの各計画に基づき、区や関係機関、関係団体等が連携して地域の課題に取り組んできました。一方で、単身世帯の増加や生活様式の変化による地域社会の希薄化は以前からの課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい生活様式への対応など、新たな課題の解決に向けては、区と関係機関、区民等がより一層、連携・協力することが求められています。

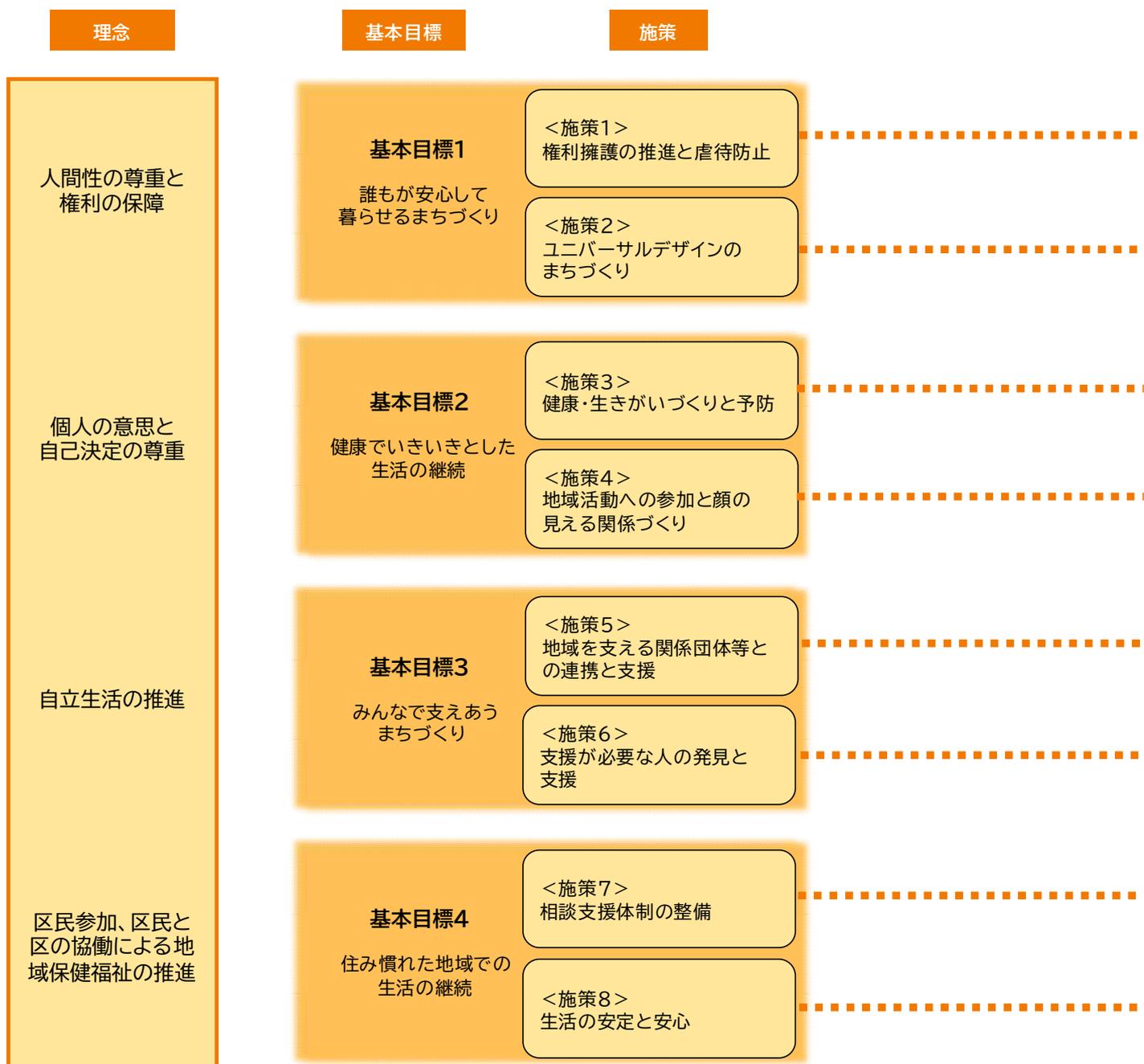
国は、すべての人が地域でともに認め合いともに生活していく「地域共生社会」の実現を図るため、平成29年(2017年)に社会福祉法を一部改正し、これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定を努力義務化するとともに、「子ども・若者、高齢者や障害のある方などに関わる各施策を推進する上で共通して取り組むべき事項」を定めた福祉分野の上位計画と位置づけました。その後、令和2年(2020年)の改正では、市町村地域福祉計画に「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に関する事項を定めることが努力義務化されました。

また、中野区では、現在、新たな基本構想及び基本計画の改定に向けた検討を進めています。生涯にわたり誰もが自分らしくいきいきと暮らし、活躍できる社会を築くため、区が今後10年間に取り組む基本的な方向性を示しています。

本計画は、これらの動きを踏まえて策定するものです。これまでの取組を充実させるとともに、新たな課題に取り組み、地域福祉をより一層推進していくため「中野区地域福祉計画」を策定いたします。

2 計画の施策体系

本計画は、「健康福祉都市なかの」を実現するための4つの基本目標を達成するため、各分野が連携し以下のとおり施策を展開します。



主な取組

- 多様性を認め合う気運の醸成
- 権利擁護の推進と理解促進
- 虐待の防止
- 区民が望む在宅療養生活の実現

- ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善
- バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- 総合的な交通施策の展開

- スポーツを通じたコミュニティの形成
- 生涯学習の機会の充実
- 就労や地域活動を通じた社会参加の促進
- 食育の推進
- 健康的な生活習慣の定着支援と介護予防に取り組む意識の醸成

- 新しい生活様式の中での地域活動の推進
- 地域における顔の見える関係づくりと見守り・支えあいの推進
- 交流の場や機会の創出

- 地域の子育て支援施設の機能強化
- 地域における公益的な活動を担う人材・団体に対する支援の強化
- 町会・自治会と区との連携の強化
- 地域の課題解決に向けた関係機関との連携の強化

- 安心して地域生活が送れる仕組みづくり
- 支援を必要とする人・家庭の早期発見
- 避難行動要支援者への避難支援

- 相談支援体制の整備

- 生活困窮者に対する包括的な自立支援の推進
- 総合的な子どもの貧困対策の展開
- 居住支援体制の推進
- 障害者の就労支援
- 再犯防止に向けた関係機関との連携推進
- 犯罪被害者を支える地域づくり
- 自殺を未然に防ぐ体制の整備
- 地域での医療提供の充実
- 感染症対策における関係機関との連携強化

3 施策内容

施策1 権利擁護の推進と虐待防止

《目指すべき状態》

- 区民の人権や財産が守られ、支援が必要な人を、福祉サービスや制度に結びつける仕組みや体制づくりが進んでいます。

《施策の方向性》

- 人権、権利擁護、合理的配慮、認知症等に関する理解を促進するとともに、相談支援や福祉サービスを利用しやすい環境を整えます。
- 虐待の未然防止・早期発見・迅速な対応の環境を整えます。

《主な取組》

- 多様性を認め合う気運の醸成
 - ・多様性を認め合いながら、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる地域社会の実現に向けた取り組みを進めます。
- 権利擁護の推進と理解促進
 - ・すべての人が「子どもの権利」を理解し、生活や活動の中に子どもの権利の視点が取り入れられている状態を目指し、子どもの権利擁護に係る条例を制定します。
 - ・障害の特性や合理的配慮などの理解促進を目的として様々な事業を実施し、差別の解消や雇用促進を図ります。
 - ・認知症や判断能力が十分でない区民の権利擁護や理解促進を目的とした普及啓発活動を進めます。
- 虐待の防止
 - ・専門職や関係機関が連携し、高齢者、障害者、児童の虐待について、未然防止や早期発見を図るとともに迅速で適切な対応を行います。
- 区民が望む在宅療養生活の実現
 - ・区民や医療・介護サービス提供者等に対してACP(アドバンスケアプランニング)の考え方を普及するなど、本人の望む生活を支える仕組みづくりを進めます。

施策2 ユニバーサルデザインのまちづくり

《目指すべき状態》

- 様々な領域でユニバーサルデザインが広く浸透し、安心して過ごせるまちが実現しています。

《施策の方向性》

- ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、暮らしやすい環境を整えます。

《主な取組》

- ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善
 - ・ユニバーサルデザインの考え方について、普及啓発等により意識醸成を図るとともに、区民意見を取り入れた施策の段階的・継続的な改善を図ります。
- バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
 - ・誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現に向け、公共施設等の整備を推進します。
- 総合的な交通施策の展開
 - ・区の交通政策を総合的に進めるため、交通政策に関する基本的な方針を策定します。また、誰もが利用しやすく円滑に移動できる交通環境の整備等を進め、公共交通による移動が困難な方への支援を実施します。

施策3 健康・生きがいづくりと予防

《目指すべき状態》

- 区民が生きがいを持って生活していくための活動の場や活躍できる場が広がっています。

《施策の方向性》

- 自らが意欲を持って主体的に活動しやすい環境や健康的な生活習慣、介護予防に興味を持てるような環境を整えます。

《主な取組》

- スポーツを通じたコミュニティの形成
 - ・年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、区民が日常的に運動や健康づくりに取り組むことができるコミュニティの形成を推進していきます。
- 生涯学習の機会の充実
 - ・生涯学習環境の充実を図り、多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習団体の取組を一層推進するため、ウェブサイト等を通じた情報発信を強化します。
- 就労や地域活動を通じた社会参加の促進
 - ・高齢者が経験やスキルを活かして活動しやすい環境整備を進め、事業者等との連携により、就労意欲のある高齢者と事業者のマッチングを促進します。
- 食育の推進
 - ・栄養バランスのとれた食事、歯と口腔ケア等の普及啓発を進めるほか、区内飲食店等と連携し、暮らしの中で自然と健康的な食生活を送りやすい環境づくりを推進します。

●健康的な生活習慣の定着支援と介護予防に取り組む意識の醸成

- ・健康づくりや熱中症対策等、健康意識の啓発のほか、心の悩みのある区民に対する相談支援、心の健康づくりの取組を推進します。また、ニーズを捉えた介護予防事業の展開や高齢者自ら興味や関心を持ちながら介護予防に取り組む環境づくりを進めます。

施策4 地域活動への参加と顔の見える関係づくり

《目指すべき状態》

- 多世代の人が地域活動へ参加し、交流が活発に行われるとともに、地域での見守り・支えあい
が充実しています。

《施策の方向性》

- 地域活動へ参加しやすい環境を整えます。
- 新たな関係づくりの場や同じ悩みを持つ人同士が交流できる場、多世代が交流できる環境を整えます。

《主な取組》

●新しい生活様式の中での地域活動の推進

- ・新しい生活様式の中でも地域活動を活性化させるため、地域活動応援窓口や感染症対策のガイドライン等を充実します。また、オンライン化、デジタル化による地域活動推進の検討を進めます。

●地域における顔の見える関係づくりと見守り・支えあいの推進

- ・支援を必要とする人と支援する人をつなげる仕組みづくりや、見守り・支えあい活動を担う人や団体への支援を進めます。また、ICTの活用等により、見守り・支えあい体制の充実を図ります。

●交流の場や機会の創出

- ・SNSを活用した地域情報の発信や、世代を問わず誰もが参加できるイベントなど、新たな交流を広げるための地域活動を支援します。
- ・就労や社会参加につなげるため、ボランティア参加支援や交流の場の提供などにより、孤立を防ぐ継続的な支援を行います。
- ・認知症の人やその家族・支援者の相談や情報交換ができる活動拠点のあり方について検討を進め、「中野モデル」を構築します。

施策5 地域を支える関係団体等との連携と支援

《目指すべき状態》

- 地域を支える関係団体との連携が強化され、それぞれの団体の活動が活性化されています。

《施策の方向性》

- 地域を支える関係団体との連携を強化し、活動しやすい環境を整えます。

《主な取組》

●地域の子育て支援施設の機能強化

- ・子育て支援活動を活性化させるため、児童館における、子育てを支援する仲間づくりや活動の場の提供の充実等、子育て関係団体等の支援活動の拠点としての機能を強化します。

●地域における公益的な活動を担う人材・団体に対する支援の強化

- ・地域における公益的な活動に多様な人材・団体が参加し、活躍できるよう、相談支援機能を強化します。

●町会・自治会と区との連携の強化

- ・中野区町会連合会と区が締結したパートナーシップ協定に基づき、安心して安全な生活の実現を目指し、協働の取組を進めるほか、町会・自治会の加入を促進する取組を進めます。

●地域の課題解決に向けた関係機関との連携の強化

- ・地域の課題の解決に向け、区と町会・自治会、地域の関係機関等をつなげるネットワークづくりを進め、連携を強化します。また、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の向上に取り組みます。

施策6 支援が必要な人の発見と支援

《目指すべき状態》

- 支援が必要な人に対し、切れ目のない包括的な支援が行われています。

《施策の方向性》

- 支援が必要な人や家庭を早期発見するとともに状況に応じた適切な支援につなげていきます。

《主な取組》

●安心して生活が送れる仕組みづくり

- ・必要な支援サービスを包括的かつ効果的に提供するため、地域ケア会議を発展・充実させます。

●支援を必要とする人・家庭の早期発見

- ・多職種によるアウトリーチ活動を進め、適切な相談支援につなげるとともに、継続的な見守り・支援を行います。また、関係機関の連携の強化により、支援を必要とする家庭を早期に発見できる体制を整えます。

●避難行動要支援者への避難支援

- ・「災害時避難行動要支援者名簿」と「災害時個別避難支援計画書」を活用し、迅速で的確に安否確認、救援活動が行える体制を整えます。

施策7 相談支援体制の整備

《目指すべき状態》

- 各種相談窓口の連携が図られ、様々な相談を受け止める体制が整い、区民が安心して相談窓口を利用しています。

《施策の方向性》

- 相談支援の機能を高めるとともに区民が相談しやすい環境を整えます。

《主な取組》

- 相談支援体制の整備
 - ・すべての区民に対し適切な相談支援が提供できるよう、区、関係機関、地域の連携を推進し、適切な相談支援を行う体制を整備します。

施策8 生活の安定と安心

《目指すべき状態》

- 個々の状況に応じた包括的な支援により、様々な課題を抱えた人の生活の安定や自立が促進されるとともに、必要な時に医療の提供が受けられる環境が整い、住み慣れた地域において生活が続けられています。

《施策の方向性》

- 様々な課題を抱える人へ必要な支援が行き届く環境を整えます。
- 関係機関と連携し、充実した医療の提供と感染症の対策が行われる環境を整えます。

《主な取組》

- 生活困窮者に対する包括的な自立支援の推進
 - ・一人ひとりの状況に合わせた支援を充実させるため、「中野くらしサポート」において、包括的な支援を実施します。
- 総合的な子どもの貧困対策の展開
 - ・子どもの貧困対策に関する計画を策定するほか、意見交換会を実施するなどして、行政・地域・民間事業者の連携を強化します。
- 居住支援体制の推進
 - ・不動産事業者等の住宅部門と福祉部門とが連携しながら住まいに関するサポート体制を整えるとともに、中野区居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。

●障害者の就労支援

- ・関係機関との連携を進め、障害者就労及び定着・生活支援を一体的に行います。また、障害者が働く場と働きやすい環境の確保に向けた取組を進めます。

●再犯防止に向けた関係機関との連携推進

- ・検察庁や矯正施設等の関係機関等と連携を図りながら支援体制を整備するとともに、地域で見守り・支えあい活動を行う団体等に対し研修や情報提供を行います。

●犯罪被害者を支える地域づくり

- ・「中野区犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害者や家族に対する相談支援体制の整備や必要な支援を行います。また、区民を対象とした講演会等を通じ、犯罪被害者等の置かれる状況について普及啓発を進めます。

●自殺を未然に防ぐ体制の整備

- ・「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺に傾く区民に対し自殺の中断や感情の変化を促すとともに、必要な支援につなげるため、関係機関との連携を図ります。また、生きることを支える取組を推進するため、普及啓発と研修による人材育成を強化します。

●地域での医療提供の充実

- ・地域の診療所と高度医療を提供する病院等の連携により、区民が必要なときに、身近な地域で、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。

●感染症対策における関係機関との連携強化

- ・院内感染(医療関連感染)等の防止と感染症対策に係る資質向上を図るため、地域感染症対策ネットワークを構築し、情報共有等の機会を充実します。

4 「地域共生社会」の実現に向けて

「地域共生社会」とは

平成28年(2016年)6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指しています。

社会福祉法改正の概要

地域共生社会の実現に向け、平成29年(2017年)及び令和2年(2020年)に社会福祉法が一部改正されました。

(平成29年(2017年)6月改正、平成30年(2018年)4月施行)

- 地域福祉推進の理念を規定(第4条)
- 地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定(第106条の3)
- 地域福祉計画策定の努力義務化(第107条)

(令和2年(2020年)6月改正、令和3年(2021年)4月施行)

- 包括的な支援体制の整備(重層的支援体制整備事業)について規定(第106条の4)
- 地域福祉計画の充実(第107条)

中野区の実践

法改正により規定された事項は、以下のとおりです。

○地域における子ども・高齢者・障害者など、福祉の各分野に共通して取り組むべき事項

社会福祉法107条に基づく市町村地域福祉計画は、盛り込むべき事項として以下の5項目が定められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

本計画における施策の対応状況は以下のとおりです。

施策	盛り込むべき5項目
施策1 権利擁護の推進と虐待防止	①②④⑤
施策2 ユニバーサルデザインのまちづくり	①⑤
施策3 健康・生きがいづくりと予防	①④⑤
施策4 地域活動への参加と顔の見える関係づくり	①④⑤
施策5 地域を支える関係団体等との連携と支援	①③④⑤
施策6 支援が必要な人の発見と支援	①②④⑤
施策7 相談支援体制の整備	①②④⑤
施策8 生活の安定と安心	①②④⑤

○地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

区は「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」を「地域包括ケア体制(システム)」と捉え、これに向けた区(行政)の取組を、地域福祉計画に掲載しています。

(1)地域共生社会を目指すための地域包括ケア体制(システム)の必要性

少子高齢化の一層の進展に伴い、生産年齢人口が減少していく中で、高齢者、子ども、障害のある人、その家族等、課題を抱える区民を支援していく必要性はますます高まっています。

今後の社会においては、人と人とが無理なくつながることができる仕組みや「支える側、支えられる側」という垣根を超えてすべての人に居場所ができるよう、新たな発想で支援やサービスを開発、コーディネートしていくことができるような環境整備や仕組みづくりが必要です。

(2) 区の推進体制

区の目指す地域包括ケア体制(システム)は、区の機関だけでなく、区内の関係団体等も含めた中野区全体で実現していくものですが、区の推進体制の中核となる要素は次のとおりです。

①すこやか福祉センター(日常生活圏域)

中野区の地域包括ケアの拠点として、区内4か所(中部、北部、南部、鷺宮)にすこやか福祉センターを設置しています。

今後も、あらゆる相談を受け止め、適切な支援につないでいく拠点として、地域の情報や生活ニーズを把握、共有し、様々な相談支援機関の特性を最大限に活かすことができるように、所管する範囲(圏域)を再編していくとともに、体制を強化していきます。

②区民活動センター(日常区民活動圏域)

すこやか福祉センターの下に、住民主体の活動を推進する単位としての圏域(日常区民活動圏域・区内 15 か所)ごとに、区民活動センターを設置しています。

地域包括ケアシステム(体制)を推進していくためには、一層の区民参加は不可欠であり、より身近な地域での活動を強化できるよう、日常区民活動圏域での支援体制を充実させていきます。

【アウトリーチチーム(地区担当)】

日常区民活動圏域(15 の区民活動センター圏域)ごとに設置され、原則として、1圏域につき、区民活動センターに常駐している事務職、福祉職と、すこやか福祉センターに常駐している医療・福祉職で構成され、生活支援コーディネーターの役割を兼ねています。

今後も、多様な地域の主体との積極的な連携により、地域全体での課題発見力、解決力を向上させていきます。

③地域ケア会議

現在、地域ケア会議として、4つの日常生活圏域ごとに「すこやか地域ケア会議」、中野区全域に「中野区地域包括ケア推進会議」の2種類の会議体を設置しています。

地域ケア会議はこれまで、より区民に身近な地域で包括的な支援を提供するための中核的な推進組織として、主に高齢者の課題について取り組んできましたが、今後は対象者や分野を問わない様々な課題に取り組んでいきます。

(3) 地域包括ケア体制(システム)実現のための取組の方向性

支援を必要としている区民の年齢や抱えている課題の種類を問わず、区、区内関係団体及び区民が、一体的かつ重層的な支援を行うことができるようにするため、区は、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業について、以下の方向性で取組を進めます。

①相談支援

区内にある相談支援機関は、8050 問題等の複合的な課題を抱える人や、支援が必要であるにもかかわらず、区や医療機関等の支援機関に把握されていない人等、すべての人の相談を受け止め、適切な支援につなげる窓口となることを目指します。

②参加支援

支援が必要な人に対し、多機関の協働によって、様々な制度、地域資源がコーディネートされ、一人ひとりの意思や選択に沿った支援が行われるよう取組を進めます。

③地域づくりに向けた支援

すべての人が、地域の中で自分に合った居場所を見つけ、同じ悩みを抱えている人や世代・属性の異なる人と交流する機会や様々な活躍の場を得られるよう、地域資源を幅広く把握し、コーディネートしていきます。

第3章 中野区成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の背景・目的

中野区では平成20年(2008年)10月に中野区成年後見支援センター(運営は中野区社会福祉協議会に委託)を開設し、成年後見制度の利用相談や後見人等になった人の支援、制度の普及啓発などを行ってきました。しかし、超高齢社会の進展に伴い認知症の疑いがある人は中野区人口の約2%ほどですが、全国的な傾向と同様、成年後見制度を利用する人はその一部にとどまっています。

「中野区成年後見制度利用促進計画」は、支援が必要であるにもかかわらず、利用対象である方が成年後見制度や権利擁護支援サービスをよく知らないために、あるいは支援を求める声をあげられずに生活が困難になることがないように、中野区における成年後見制度を中心とした権利擁護支援を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。

2 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障害、その他の精神上的の障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(以下「本人」といいます。)について、その方の権利を守る援助者(以下「成年後見人等」といいます。)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。家庭裁判所への申立てによって選任され、法的な権限を与えられた成年後見人等が、本人の意思を尊重して生活を支援します。例えば、本人に必要な福祉サービスの手続きを行ったり、本人の代わりに大家さんに家賃を払ったりします。

成年後見制度には、判断能力が十分あるうちに成年後見人等を選ぶ「任意後見制度」と判断能力が不十分になってから成年後見人等を選ぶ「法定後見制度」があります。また、法定後見制度には、本人の判断能力に応じて3種類の類型があります。

<成年後見制度の種類>

- 任意後見・・・判断能力があるうちに成年後見人等を選びます
- 法定後見・・・判断能力が不十分になってから成年後見人等を選びます
 - ・補助(判断能力が不十分)
 - ・保佐(判断能力が著しく不十分)
 - ・後見(判断能力が欠けているのが通常)

<成年後見等※を申立てできる人>

(※ ここでは、法定後見制度の後見、保佐、補助を「成年後見等」といいます。以下同じ。)

成年後見等の申立てをすることができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他、親族等に申立てを行うことができる人がいない場合などには、区市町村長が申し立てることができます。

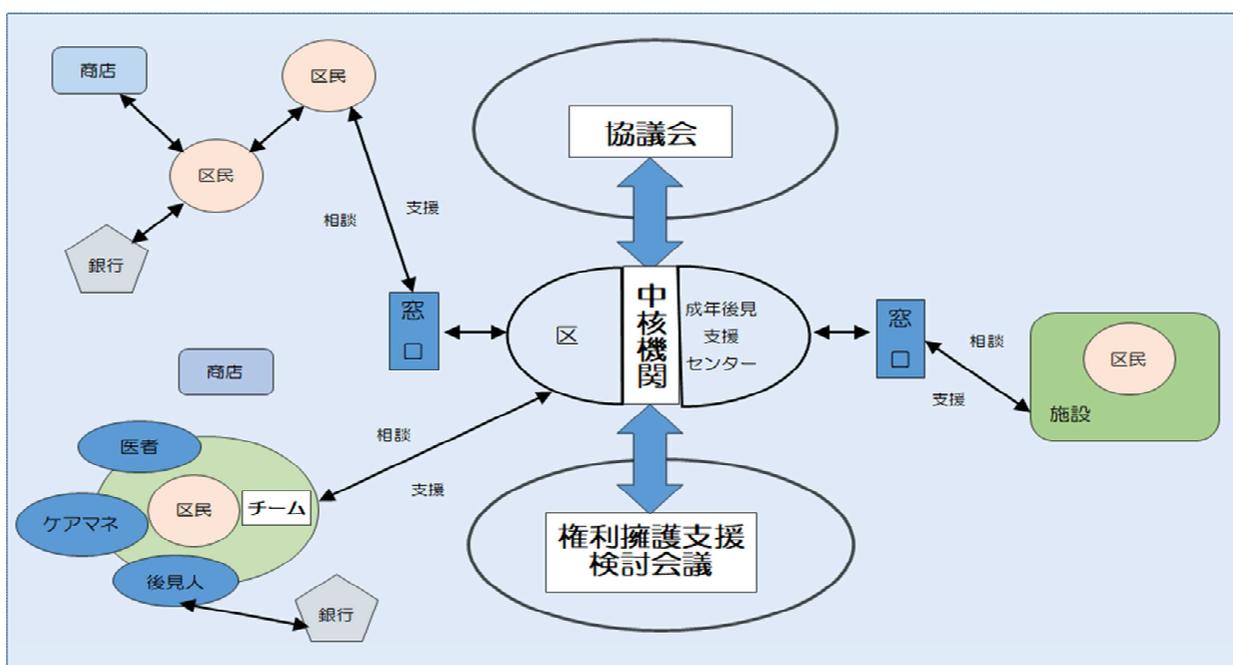
<成年後見人等に選ばれる人>

成年後見人等には、家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる人を選任します。親族が選任される場合もありますが、財産管理など複雑な事情がある場合や担う親族がない場合には、専門的な知識を持っている弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が選任されることもあります。

3 権利擁護支援を進める体制(地域連携ネットワーク)

区では、判断能力が十分ではなく支援が必要な人が初期の段階で支援に結びつき、本人の意思決定が尊重され安心して暮らし続けることができるよう、下記の3つの機関等を設置するとともに地域全体で発見・つなぎ・支援・見守りを行うネットワークづくりを進めます。

- 中核機関…地域連携ネットワークの推進や調整を行います。
- 協議会…権利擁護に関する地域課題の解決に向けて検討・協議を行います。
- 権利擁護支援検討会議…個別の案件について、権利擁護の支援方針の検討を行います。



4 目標

中野区成年後見制度利用促進計画の目標は、以下のとおりです。

「区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会」

区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関・団体等と連携し本計画を効果的に進めることで、区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会を目指します。

○基本施策

目標を達成するための基本施策として以下の3つを掲げます。

- ・本人の尊厳と意思決定を尊重し、本人にとってメリットを感じられるような制度運用
- ・地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの構築
- ・制度の正しい理解促進のための、より一層の広報・啓発

5 計画の施策体系

目標	基本施策	施策	主な取組
区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会	本人の尊厳と意思決定を尊重し、本人にとってメリットを感じられるような制度運用	<p><施策1> 発見・相談体制の充実と意思決定支援を円滑に行う仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携体制の構築 ○認知症サポーターとの連携 ○区民にとってわかりやすい相談窓口の周知と中核機関との情報共有の仕組みづくり ○本人の意思決定を大切にする相談体制の充実 ○各種意思決定ガイドライン等を活用した支援の推進 ○多機関が参加する事例勉強会の実施
		<p><施策2> 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○専門職連携による権利擁護支援検討会議の実施 ○申立書の作成支援 ○申立経費助成 ○区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備 ○地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの移行調整
	地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの構築	<p><施策3> 権利擁護に取り組むネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護を推進する地域連携ネットワークづくり ○後見人を含めたチームの編成支援 ○支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携体制の構築【再掲】 ○認知症サポーターとの連携【再掲】 ○多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】
		<p><施策4> 後見人等支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○親族後見人・市民後見人（社会貢献型後見人）向け学習会等の実施 ○後見人、支援者等からの相談対応と支援 ○後見人等報酬助成 ○市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・活用 ○法人後見実施団体に対する支援の検討
	制度の正しい理解促進のため、より一層の広報・啓発	<p><施策5> 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進、地域で暮らし続ける基盤・環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発の工夫 ○知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発 ○支援者や専門職を対象とした研修会の実施 ○「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進 ○住居の確保に不安がある方の居住支援を行うための取組との連携

6 施策内容

施策1 発見・相談体制の充実と意思決定支援を円滑に行う仕組みづくり

《目指すべき状態》

- 権利擁護の支援が必要な人が早期に発見され、速やかに必要な支援に結びつき、本人の意思決定を尊重した権利擁護が図られています。

《施策の方向性》

- 権利擁護支援が必要であるが自分では発信できない人を早期に発見し、速やかに適切な支援やサービスにつなげる体制をつくります。
- 認知症や障害のため判断能力が低下していても、本人の意思をできるだけ丁寧にくみとり、本人の意思決定が適切に反映された権利擁護支援を推進していきます。

《主な取組》

- 支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携体制の構築
 - ・金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター等が、支援が必要な人の相談窓口へのつなぎや見守りなどを行えるよう連携策を検討します。
- 認知症サポーターとの連携
 - ・認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーターとの連携を図ります。
- 区民にとってわかりやすい相談窓口の周知と中核機関との情報共有の仕組みづくり
 - ・成年後見制度や権利擁護支援の窓口を区民へわかりやすく周知し、どの相談も確実に適切な部署につなげ、権利擁護支援の進行管理を適切に実施できる体制を整備します。
- 本人の意思決定を大切にす相談体制の充実
 - ・本人の意思又は本人をよく知る親族等の協力も得ながら推定した本人の意思を確認し、それを尊重して、支援の必要性や支援内容を検討します。
- 各種意思決定ガイドライン等を活用した支援の推進
 - ・認知症や障害のため判断能力が十分ではない場合でも、本人の能力を活かした意思決定の支援をするため、各種意思決定ガイドライン等を活用しながら意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。

●多機関が参加する事例勉強会の実施

- ・関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、多機関が参加する事例勉強会を行います。

施策2 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施

《目指すべき状態》

- 成年後見制度を利用する際の申立てが支援により円滑に行われ、本人の意向や状況を踏まえた適切な後見人等候補者が選任されています。

《施策の方向性》

- 成年後見制度の申立ての手續に関する支援を充実します。
- 権利擁護支援の方針や後見人等候補者の推薦について、本人の意向や状況などを踏まえて専門的かつ多角的に検討する体制を整えます。

《主な取組》

- 専門職連携による権利擁護支援検討会議の実施
 - ・本人の状況や意思を踏まえて、専門的・多角的に権利擁護の支援方針の検討や適切な後見人等候補者の調整を行う会議を専門職と連携して実施します。
- 申立書の作成支援
 - ・成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に、本人又は親族申立ての手續きが行いやすい環境を整備します。
- 申立経費助成
 - ・「成年後見制度申立経費助成」を広く周知し、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。
- 区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備
 - ・本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長申立てを実施します。
- 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)等からの移行調整
 - ・地域福祉権利擁護事業等の利用者のうち認知症や障害等で判断能力が低下してきた方に対し、本人の状況を見極め、成年後見制度の利用を含めた適切な支援に移行がなされるよう調整します。

施策3 権利擁護に取り組むネットワークづくり

《目指すべき状態》

- 地域連携ネットワークの中核となる機関を中心に、関係機関・団体や専門職、事業所等と協力しながら権利擁護支援に取り組む体制ができています。

- 本人が適切な権利擁護支援を受けながら、地域のゆるやかな見守りの中で、安心して暮らすことができている。

《施策の方向性》

- 地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、また関係機関・団体や専門職、事業所等が権利擁護支援の課題を検討・協議して相互の連携を強化する協議会を設置することで、権利擁護を推進する体制を強化します。
- チーム※の一員である本人、成年後見人等、支援者、親族等だけでなく、金融機関等の地域の関係者とも連携し、地域全体で本人を見守る体制をつくります。
(※チームとは、権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、身近な親族、福祉や医療の関係者、成年後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みをいいます。以下同じ。)

《主な取組》

- 権利擁護を推進する地域連携ネットワークづくり
 - ・関係機関・団体、専門職、事業所等が協力・連携して権利擁護支援を推進する地域連携ネットワークをつくります。また、地域連携ネットワークの推進や調整を行う「中核機関」及び権利擁護支援の課題を協議し関係機関・団体等の連携を強化するための「協議会」を設置します。
- 後見人を含めたチームの編成支援
 - ・成年後見人等選任後の本人、成年後見人等、支援者、親族等がチームとなって、情報共有や連携について確認する機会を設けます。
- 支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携体制の構築【再掲】
 - ・金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター等が、支援が必要な人の相談窓口へのつなぎや見守りなどが行えるよう連携策を検討します。
- 認知症サポーターとの連携【再掲】
 - ・認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーターとの連携を図ります。
- 多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】
 - ・関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、多機関が参加する事例勉強会を行います。

施策4 後見人等支援の充実

《目指すべき状態》

- 本人の意思や状況に応じた多様な主体から後見人等が選任され、後見活動等を円滑に行っています。

《施策の方向性》

- 後見人等が後見活動を円滑に行うための支援を実施します。
- 多様な主体が後見人等の受任などの権利擁護支援を担えるよう人材の育成をします。

《主な取組》

- 親族後見人・市民後見人(社会貢献型後見人)向け学習会等の実施
 - ・親族後見人や市民後見人(社会貢献型後見人)を対象に、後見活動や報告書の作成についての学習会・相談会等を実施します。
- 後見人、支援者等からの相談対応と支援
 - ・成年後見人等が判断に迷う場合やトラブルがあった場合などに、助言をするなど支援を行います。また、複雑な課題などがあり専門的・多角的判断が必要な場合は、権利擁護支援検討会議につなぎます。
- 後見人等報酬助成
 - ・「成年後見人等報酬費用助成」を広く周知し、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。
- 市民後見人(社会貢献型後見人)の育成・活用
 - ・市民後見人(社会貢献型後見人)を育成し、後見人等の担い手として積極的に活躍の場をつくっていきます。
- 法人後見実施団体に対する支援の検討
 - ・新たな担い手となる法人後見を実施する団体に対して、どのような支援ができるか検討します。

施策5 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進、地域で暮らしつづける基盤・環境づくり

《目指すべき状態》

- 区民一人ひとりが成年後見制度や権利擁護支援について理解し、自分や家族の判断能力が不十分になった場合、どういう制度やサービスを利用すれば良いかよくわかっています。
- 安定した生活基盤のもと、区民が安心して地域の中で暮らすことができます。

《施策の方向性》

- 成年後見制度や権利擁護サービス等を、関心が高い話題を導入に用いたり会合に出向いて説明するなど、広く普及啓発できるよう工夫して実施します。
- 権利擁護の視点から住居や医療などについての基盤づくりの検討を行うため、関係機関等と連携を図ります。

《主な取組》

- 普及啓発の工夫
 - ・エンディングノート等を活用したり、区民の会合等へ出向いて説明するなど、成年後見制度や権利擁護支援サービス等の普及啓発を図ります。
- 知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発
 - ・将来の生活やいわゆる「親亡き後問題」について考えていただくきっかけとなる普及啓発を実施します。また、成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレットを作成します。
- 支援者や専門職を対象とした研修会の実施
 - ・区の取組や実施している権利擁護サービスについて周知を図るための研修会を実施します。
- 「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進
 - ・医療機関や施設、福祉及び介護関係者等と後見人等の職務や権利擁護支援について、同じ理解のもと連携して支援を行える体制をつくります。
- 住居の確保に不安がある方の居住支援を行うための取組との連携
 - ・中野区あんしんすまいパックや高齢者対象のあんしんサポート事業、精神障害者が対象の居住サポートの普及啓発など、中野区居住支援協議会等と連携していきます。

第4章 中野区スポーツ・健康づくり推進計画

1 計画改定の背景・目的

平成28年(2016年)に策定した「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」は、スポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」として、計画期間を5年間といたしましたが、今後、高齢者人口は増え続ける一方、現役世代が急激に減少していきます。

このような状況を踏まえ、生涯を通じ、健康で豊かな生活ができる社会の実現を目指し、区民の健康寿命の延伸や、地域コミュニティの活性化などを推進していくため、同計画を改定いたします。

今回は、「中野区健康福祉総合推進計画」に含まれていた、健康増進法に基づく「健康増進計画」と一体的なものとしします。

2 目標

中野区の現状などを踏まえた、中野区スポーツ・健康づくり推進計画の目標は以下のとおりです。

「区民一人ひとりが、健康的なライフスタイルを身につけ、誰もが生涯を通じ、楽しく健康に過ごせる社会」

区民一人ひとりが、運動習慣、食生活などを改善し、それぞれのライフステージに応じた健康的なライフスタイルを身につけ、健康寿命の延伸につながるよう、様々な取組を推進していきます。

そして、スポーツ・健康づくり活動を通じ、人と人がつながり、お互いの個性が尊重され、支えあいの輪が形成されることで、地域に新たな活力が生み出され、誰もが生涯を通じ、楽しく健康に過ごせる社会が実現します。

○基本施策

計画の目標を達成するための基本施策として、以下の3つを掲げます。

- ・運動・スポーツ習慣を身につける
- ・健康的な生活習慣を身につける
- ・健全な食生活を身につける

3 計画の施策体系

目標	基本 施策	施策	主な取組
区民一人ひとりが、健康的なライフスタイルを身につけ、誰もが生涯を通じ、楽しく健康に過ごせる社会	運動・スポーツ習慣を身につける	<施策1> 誰でもスポーツ・健康づくり活動に取り組める環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○魅力あるスポーツ・健康づくり事業の提供 ○障害者スポーツの推進 ○オリンピック・パラリンピックレガシーを活用したスポーツ気運の醸成 ○安全・安心にスポーツに取り組める環境の整備
		<施策2> スポーツ・健康づくり活動を通じたコミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○会員により自主的、自立的に運営される地域スポーツクラブの育成 ○地域スポーツクラブを中心としたコミュニティ形成の推進 ○多世代、多種目、多志向に対応したスポーツ・健康づくり活動の機会の提供
		<施策3> 子どもの運動習慣の定着・体力向上に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○遊びを中心とした身体活動による運動習慣の定着 ○子どもの体力を向上させる取組の推進 ○学校運動部活動の活性化
		<施策4> 区内スポーツ団体等との連携、支援	<ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人中野区体育協会との連携、支援 ○中野区スポーツ推進委員との連携、支援 ○地域スポーツクラブとの連携、支援 ○区内大学等との連携 ○スポーツを支える人材の育成
	健康的な生活習慣を身につける	<施策5> 健康的な生活習慣の定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健相談 ○地域健康活動支援 ○健康づくり支援 ○熱中症対策の普及啓発
		<施策6> データ分析や健診等による健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防対策事業 ○受動喫煙防止対策事業・禁煙外来治療費助成事業 ○データヘルス事業 ○がん等検診の実施及び受診勧奨事業の実施 ○客観的データに基づく運動機能向上の推進
	健全な食生活を身につける	<施策7> 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各ライフステージにあわせた食育の推進と食生活支援 ○健康づくり事業等における食育の普及啓発 ○食育推進団体や区内栄養士等との連携と人材育成 ○食品関連事業者における食育の推進 ○環境を意識した食育の推進 ○食の安全性の確保 ○なかの里・まち連携による農漁業体験の実施 ○歯と口腔の健康事業

4 施策内容

施策1 誰でもスポーツ・健康づくり活動に取り組める環境の整備

《目指すべき状態》

- 区内各所でライフスタイルや目的に応じた様々なスポーツや健康づくりの機会が提供され、区民が日常的に、それぞれの関心や適性に応じた活動に取り組んでいます。

《施策の方向性》

- 年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが安全に、安心してスポーツ・健康づくり活動に取り組める機会や環境を整えます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、障害者スポーツやユニバーサルスポーツを推進し、スポーツを通じ、お互いの個性が尊重される社会の実現を目指します。

《主な取組》

- 魅力あるスポーツ・健康づくり事業の提供
 - ・すべての区民が生涯にわたって運動・スポーツを無理なく楽しく続けられるよう、年代、健康状態、ライフスタイルなどに応じた様々な運動機会を提供します。また、トップアスリート等との連携や文化活動等と組み合わせた参加の機会の提供により、運動・スポーツ無関心層へアプローチします。
- 障害者スポーツの推進
 - ・障害者スポーツの普及啓発や環境整備に取り組めます。また、ユニバーサルスポーツを推進し、スポーツを通じ、お互いの個性が尊重される社会の実現を目指します。
- オリンピック・パラリンピックレガシーを活用したスポーツ気運の醸成
 - ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により高まった、区民のスポーツに対する興味や関心を低下させないよう、卓球やパラリンピック種目等を活用した事業を大会レガシーとして展開していきます。
- 安全・安心にスポーツに取り組める環境の整備
 - ・スポーツ事業の運営において、怪我等のリスク軽減や予防、熱中症や感染症の対策に取り組むとともに、正確な知識の普及啓発等に取り組めます。

施策2 スポーツ・健康づくり活動を通じたコミュニティの形成

《目指すべき状態》

- 区民が主体的に地域スポーツクラブの運営や事業の企画に参加することで、スポーツ・健康づくり活動を通じた地域交流が活性化し、新たなコミュニティが形成されています。

《施策の方向性》

- スポーツ・健康づくり活動を通じた区民同士の交流や地域コミュニティの形成を進めます。

《主な取組》

- 会員により自主的、自立的に運営される地域スポーツクラブの育成
 - ・会員が中心となって主体的に運営される総合型地域スポーツクラブを目指し、人材の育成や活動場所の確保、クラブの支援に取り組み、クラブのマネジメント機能を高めていきます。
- 地域スポーツクラブを中心としたコミュニティ形成の推進
 - ・地域スポーツクラブの活動を支援し、クラブの活動を通じ地域交流を活性化させ、新たなコミュニティが形成されることを目指します。
- 多世代、多種目、多志向に対応したスポーツ・健康づくり活動の機会の提供
 - ・幅広い世代が、それぞれの志向やレベルに合わせ、様々なスポーツや健康づくりに参加できる機会を提供することで、新たな交流を創出するとともに、多様性への理解を深めます。

施策3 子どもの運動習慣の定着・体力向上に向けた取組の推進

《目指すべき状態》

- 子どもの頃から運動やスポーツに親しむことで、運動習慣や基礎的な体力が身についています。

《施策の方向性》

- 子どもたちの運動習慣の定着や体力向上、意欲の向上に取り組みます。

《主な取組》

- 遊びを中心とした身体活動による運動習慣の定着
 - ・保育施設や幼稚園等において「中野区運動遊びプログラム」等の取組を進め、身体を動かすことが好きな乳幼児を育みます。
- 子どもの体力を向上させる取組の推進
 - ・区内小・中学校において、体力向上プログラムに基づく指導を充実させ、中野スタンダードの達成を目指します。また、保健体育科教員を志望する学生の補助員としての体育授業への参加や、児童・生徒の興味・関心に応じた種目を取り扱う等、運動を身近なものとする取組を進めます。
- 学校運動部活動の活性化
 - ・区内の各種競技団体と協力し、指導者の派遣等により、運動部活動の活性化等を図ります。

施策4 区内スポーツ団体等との連携、支援

《目指すべき状態》

- 積極的に運動・スポーツに取り組んでいる区民が主体となって、他の区民を巻き込みながら、地域のスポーツ活動が大きな広がりを見せています。

《施策の方向性》

- 区内スポーツ団体や大学等と連携し、スポーツに関わる人材の育成や、活動環境の整備に取り組み、区民の自発的なスポーツ・健康づくり活動を支援します。

《主な取組》

- 一般社団法人中野区体育協会との連携、支援
 - ・加盟団体の活動が拡大・発展するよう支援を行います。また、競技者のネットワークを活かした効果的な情報発信がなされるよう、連携、支援していきます。
- 中野区スポーツ推進委員との連携、支援
 - ・区内スポーツ施設や地域団体等との連携や、指導者研修への派遣による資質向上に取り組み、地域のスポーツに関する相談を受け、活動できるよう支援していきます。
- 地域スポーツクラブとの連携、支援
 - ・地域スポーツクラブとの情報の交換、共有の場を設け、連携を深めるとともに、活動場所の確保や広報活動への協力をを行います。
- 区内大学等との連携
 - ・区内大学や高校等によるスポーツや健康づくりに関する講習会、イベント等を通して、専門的なスキルを区民の健康の維持・増進に役立てます。
- スポーツを支える人材の育成
 - ・指導や団体運営、ボランティアなど、スポーツを支える人材を育成するとともに、地域や団体とのマッチングを図り、活動の輪を広げていきます。

施策5 健康的な生活習慣の定着支援

《目指すべき状態》

- 区民一人ひとりのライフステージやニーズに応じた健康づくりに取り組むことで、栄養・運動・休養の調和がとれた健康的な生活習慣が定着しています。

《施策の方向性》

- 健康的な生活習慣の定着に向けて、意識啓発や環境づくりを進めます。また、区民一人ひとりが抱える健康課題について理解促進を図るとともに、心の悩みのある区民に対する相談支援と、メンタルヘルスへの正しい知識を広げる心の健康づくりを推進します。

《主な取組》

●精神保健相談

- ・心の悩みのある区民、家族及び関係者を対象に専門医師による相談並びに認知症、アルコール及び薬物等の依存症の相談を実施します。

●地域健康活動支援

- ・地域における区民への健康思想の普及啓発と健康づくりや人材育成を目的として、医療系専門職による相談、講座、食育活動の支援や講師派遣など地域における健康づくりやグループ活動を支援します。

●健康づくり支援

- ・健康増進に関する普及啓発を推進するとともに、中野区民の健康づくりを推進する会等と連携して、フレイル予防や健康づくりに関する事業などを実施します。

●熱中症対策の普及啓発

- ・熱中症を予防するために、暑さを避け、エアコンを適宜使用することや、こまめな水分補給を行うことなど、対応策の普及啓発に努めます。

施策6 データ分析や健診等による健康づくりの支援

《目指すべき状態》

- 各種データの収集・分析等に基づく健康づくりを推進することによって、疾病の早期発見・早期治療を行い、区民の健康寿命が延伸しています。

《施策の方向性》

- 特定健康診査や診療報酬明細書などのデータの収集・分析に基づき、ターゲットを絞った保健事業の実施など効果的な事業を展開し、あわせて受診勧奨などを推進しながら、がん等検診の受診率向上に取り組めます。また、パーソナルヘルスレコードの活用やナッジ理論を活用した健康に関心の低い区民へのアプローチにより、生涯を通じた健康づくりの支援を進めます。

《主な取組》

●生活習慣病予防対策事業

- ・糖尿病の予防のために、特定健診などの結果、糖尿病予備軍と判定された区民に対して、日常的な運動習慣の定着や食生活を含めた生活習慣を改善できるように支援します。

●受動喫煙防止対策事業・禁煙外来治療費助成事業

- ・区民や飲食店等に対して、受動喫煙防止に関する制度や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について普及啓発等を行います。また、禁煙に取り組む区民を支援し、受動喫煙による健康被害を防止するために、禁煙外来治療費の一部を助成します。

●データヘルス事業

- ・区民の生活の質の向上、健康寿命の延伸及び医療費の適正化のために、医療や健康に関するデータを活用して、疾病の早期発見・早期治療、重症化を予防する取組を推進します。

●がん等検診の実施及び受診勧奨事業の実施

- ・がん等の疾病を早期発見し、早期治療につなげるとともに、健康管理に関する正しい知識を普及するためにがん等検診を実施します。また、がんによる死亡率の減少を目指して、ナッジ理論を活用した受診勧奨を行います。さらに、パーソナルヘルスレコードの活用を推進し、区民が検診などのデータを一元的に把握しやすくなることで、一人ひとりの健康増進や生活改善につなげていきます。

●客観的データに基づく運動機能向上の推進

- ・区立スポーツ施設等の利用者や事業参加者の身体能力や健康状態のデータを活用し、運動やスポーツの効果を分析し、運動機能を高める取組を推進していきます。

施策7 食育の推進

《目指すべき状態》

- 食に対する意識や理解を深めるとともに、健全な食生活を身につけることで、区民の健康が維持・増進されています。

《施策の方向性》

- 子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣、歯と口腔のケア等の普及啓発を進めていきます。

《主な取組》

●各ライフステージに合わせた食育の推進と食生活支援

- ・乳幼児から高齢者までのそれぞれの世代に向けて、必要な栄養情報の提供や相談を受けるなどの支援を行います。妊娠期の健全な食生活の確立や月齢に応じた乳幼児食習慣支援、成人や高齢者における生活習慣病や食生活改善の取組を進めるとともに、保育施設・幼稚園等、小・中学校における給食や食育の取組を推進します。

●健康づくり事業等における食育の普及啓発

- ・区ホームページ、食育月間や健康づくり事業、講習会等の機会を捉えて、食に関する情報発信をするとともに、食育マスコットキャラクター「うさごはん」を活用し、あらゆる世代の区民に対して普及啓発を図ります。

●食育推進団体や区内栄養士等との連携と人材育成

- ・地域の食育推進団体や栄養士等が行う食育推進を支援します。給食施設従事者に対して栄養管理等に関する情報提供を行うほか、災害時の食生活について区内給食施設、行政、地域で活動する管理栄養士・栄養士との協力・連携体制を構築します。

●食品関連事業者における食育の推進

- ・区内飲食店等と連携し、消費者に向けた健康に配慮した食事内容の啓発など、暮らしの中で自然と健康的な食生活を送りやすい環境づくりを推進します。

●環境を意識した食育の推進

- ・区内事業者や大学等と連携した取組を進め、食品ロス削減意識の浸透と行動変容の促進・定着を図ります。また、仮称中野区食品ロス削減推進計画を策定し、総合的に取組を進めます。

●食の安全性の確保

- ・中野区食品衛生監視指導計画を策定し、食の安全確保に関する事業を実施するとともに、消費者、事業者、行政の三者が情報・意見交換を行うリスクコミュニケーションを推進し、食の安全・安心確保に関するさらなる普及啓発に努めます。

●なかの里・まち連携による農漁業体験の実施

- ・食に対する感謝を深めていく上で、食を生み出す生産過程を理解することが重要なため、なかの里・まち連携事業の中で、現地に宿泊して農業体験を行うなどの交流事業を実施します。

●歯と口腔の健康事業

- ・各ライフステージに応じた口腔機能を維持するため、様々な機会を通じて歯科口腔保健の知識を普及します。また、歯や口に関する相談の受付や講習会の開催によって、口腔の健康に関する地域の活動を支援します。